

# 働き方改革 個別相談会のご案内

2019年4月1日から順次施行されております「働き方改革関連法」について、  
中小企業・小規模事業者の間でも様々な見直しがされています。  
就業規則や賃金制度の見直しなど、企業の実態に応じた対応について、  
労務管理・企業経営の専門家が予約制で個別相談を行います。  
労務のお悩みを抱える方は是非ご利用ください。

開催日

令和4年10月5日（水）

時間

1事業者あたり 最大90分

タイムスケジュールにつきましては、  
こちらで調節し、決定致します。

場所

橿原オークホテル

〒634-0063

奈良県橿原市久米町神宮前 905-2



講師

岩井 秀之氏

Bizサポート コンサルティング 社会保険労務士・中小企業診断士  
奈良県出身。

地元根付いて地域に貢献することを自らのネクストキャリアと方向付けし、専門性を高めるために中小企業診断士、社会保険労務士の資格取得を目指しました。そして資格取得後に生まれ育った奈良で事務所を開業しました。専門性を生かしてサービスを提供し、中小企業の経営を全力でサポートいたします。

定員

5事業所

締切日

令和4年9月28日（水）

申込方法

裏面の申込用紙に必要事項を記載し、FAXでお申込みください。

※事前申込がない場合は、当日お越しいただいてもご相談しかねます。

※定員に達した場合は、早期に申込締め切ります。

## 相談事例

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規雇用労働者の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが利用できる助成金が分からない
- 時間外労働を削除したい
- 同一労働同一賃金について知りたい
- 就業規則の作成について知りたい



お問合せ先

主催

奈良県商工会連合会

〒630-8213 奈良市登大路町38番地の1 奈良県中小企業会館内

TEL：0742-22-4412 FAX：0742-26-2698

## 注意事項

- 相談をご希望される場合、下記の項目にご記入の上、FAXにてお送りください。
- 同時刻に申込多数の場合は、ご希望に添えない場合があります。  
多少、お時間が前後する場合がございます。
- 電話・メール・FAXいずれかにて、相談会の日時を調節しご連絡いたします。
- お申込いただいたにも関わらず担当者から連絡がない場合は、恐れ入りますがお問い合わせください。  
(奈良県商工会連合会→TEL:0742-22-4412)

### 働き方改革 個別相談会 相談申込書

締切 令和4年9月28日(水)

奈良県商工会連合会 FAX:0742-26-2698

希望時間 (時間右欄に複数 ○をつけてください)	① 9:00~10:30		② 10:40~12:10		③ 13:10~14:40	
	④ 14:50~16:20		⑤ 16:30~18:00			
事業所名	ふりがな					
所在地	〒 -					
TEL/FAX	TEL			FAX		
メールアドレス						
ご担当者様氏名	ふりがな					
ご相談内容 (時間右欄に○をつけてください)	働き方改革法全般について		助成金について			
	時間外労働の上限規則について		賃金規定の設備・賃金引き上げに向けた環境整備			
	年次有休休暇の取得について		就業規則の作成について			
	その他( )					

※本申込書にご記入いただいた個人情報については、講師に提供し、相談会の実施のために使用いたします。